

2019年度 川崎市大学奨学生 募集

下記の要領で「川崎市大学奨学生」を募集します。

1. 応募資格

- (1) 保護者が川崎市に1年以上居住している1年次生
- (2) 学資の支弁が困難であること
- (3) 学業成績が優良で性行が善良であること

2. 金額: 月額 38,000円(無利子貸与)※年2回、前期(5月)と後期(9月)に分けて振込。(初年度のみ前期は7月)

3. 期間: 2019年4月 から 最短修業年限まで

4. 推薦人数: なし…この奨学金は学内選考はありません。

5. 書類配布期間: 2019年5月27日(月) ~ 2019年6月7日(金)

6. 書類受付期間: 2019年5月27日(月) ~ 2019年6月7日(金)

7. 窓口時間: 【白金校舎】書類配布・受付は横浜校舎のみで行います。

【横浜校舎】月～金: 9:30～11:45, 12:30～16:30 土: 9:30～12:00

8. 面接日: 【白金校舎】白金校舎で学内面接はありません。

【横浜校舎】2019年6月14日(金)

9. 提出書類: (1) 奨学生カード(今年度提出済の場合は不要)

(2) 自己PR届(大学所定様式)

(3) 大学奨学金貸付申請書(所定用紙)

(4) 大学奨学金推薦書(所定用紙、大学で作成、要厳封)

(5) 出身高等学校長による学業成績証明書(所定用紙・要厳封)

(6) 世帯の収入状況を証明する書類(コピーも可)

≪2018(平成30)年1月1日から12月31日までの収入状況を証明する書類≫

・下記①～③のいずれかの書類(生活保護を受給している場合は④の書類)を提出

①2019(平成31)年度市民税・県民税の課税額証明書、非課税証明書又は免除証明書

※市税事務所や区役所(支所)市税証明発行コーナーで発行するもので、通常6月以降であれば取ることができます。

②2019(平成31)年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書

※会社員や公務員等の給与所得者の方で、給与から住民税が差し引かれている方は勤務先から6月頃に配布されます。

③2019(平成31)年度市民税・県民税税額決定・納税通知書のうち住所氏名、所得控除内訳、所得金額内訳が記載されているページ(川崎市の場合1～3枚目)

※主として事業を営んでいる方に対して、2019(平成31)年1月1日に住んでいた市区町村から6月頃に郵送されます。

④「被保護証明書」(世帯全員の氏名が記載されたもの)

※申請時に生活保護を受給している場合

≪該当する方が世帯の中にいる場合のみ上記書類と併せて提出≫

【障害年金・遺族年金を受けている場合】「年金振込通知書」又は「年金額改定通知書」の写し

【児童扶養手当を受けている場合】「児童扶養手当証書」の写し

※世帯人員の中で、18歳以上の全員の証明書が必要です(高校生、大学生等を除く)。

※無職や扶養されている場合でも、収入に関する証明書が必要です(合計所得金額は「***」等で表示されているものでも構いません)。

ただし、配偶者控除を受けている場合は、配偶者の証明書は不要です。

(7) 身体障害者・療養者等のいる世帯で特別に支出がある場合

障害者手帳の写し、あるいは 支出を証明する書類(医療費の領収書の写し等)

※必要書類の提出のない方は選考の対象になりません。

※各証明書等のコピーはA4判で揃えてください。

10. 推薦者発表: 学内選考はありません。

11. その他: (1) 採否は、7月中旬に本人および大学に通知されます。

(2) 本奨学金は、貸与終了(卒業)後、6ヶ月据え置きの後、10年以内に年賦又は半年賦で均等償還することとなります。

(3) 貸与期間中、大学に奨学生の在籍・成績の確認を求められることがあります。

その場合、学生部では教務部に在籍・成績を確認し、回答することがあります。

申込の際には、この点をご了承ください。

2019年5月27日 明治学院大学 学生部